

第6編 事故災害対策

第6編 事故災害対策

第1節 火災対策計画

火災から市民の生命、身体及び財産を保護し、生活の安定を期するため、市は、比企広域消防本部と連携して、県や防災関係機関とともに、消防力の充実強化を図ります。

第1 火災予防

1 消防計画の作成

比企広域消防本部は、関係市町村と連携し、災害に対処するための組織、消防団の育成・強化、消防施設の整備、事前の災害危険区域の調査等の各種計画で構成される比企広域消防本部消防計画を策定します。

2 火災予防対策

市は、比企広域消防本部とともに、建築物の不燃化、失火防止及び消火力の強化等の対策を実施します。

(1) 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するため、防火地域・準防火地域の指定拡大、防火帯道路等の整備等を推進します。

(2) 火災発生原因の制御

防火管理者制度の運用、予防査察指導の実施、高層建築物等の火災予防対策の指導、火災予防運動の実施等により、防火体制の確立や、火災の発生原因の制御を図ります。

(3) 火災予防環境の整備

消防団員を確保するため、中核となる団員を育成し、女性・大学生に対する消防団への加入を促進するとともに、民間自衛消防組織の育成強化等の対策を実施し、あわせて、消防水利施設及び消防機械を整備するなど、火災予防環境の向上を図ります。

第2 消防活動

1 比企広域消防本部による消防活動

消防長は、災害時において、職員を招集し、それぞれの計画に基づき消防活動を実施します。

また、消防団は、比企広域消防本部の指示により、消火、救急・救助及び避難誘導等の活動に当たります。

2 他の消防機関に対する応援要請

比企広域消防本部の消防力では十分な活動が困難である場合に、消防長は、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき、他の消防機関、又は県知事に応援を要請します。

第3 大規模火災予防

1 災害に強いまちづくり

市は、県及び比企広域消防本部とともに、火災による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、「第2編 共通対策 第1章 第2節 災害に強い都市環境の整備」に準じて対策を推進します。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡

市は、比企広域消防本部とともに、夜間、休日の場合等においても対応できる体制及び、県や防災関係機関等との間における情報の収集・連絡体制を整備します。

また、災害の危険性を周知するため、防災関連情報を収集し、情報の整理を図ります。

(2) 緊急輸送活動への備え

市は、緊急輸送活動を効果的に実施するため、「第2編 共通対策 第1章 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保」に準じて対策を推進するとともに、災害時の道路交通管理体制の整備に努めます。

(3) 避難収容活動への備え

市は、比企広域消防本部とともに、災害時の避難誘導に係る計画を作成し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に係る避難誘導體制を整備し、避難誘導訓練を実施します。

3 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

市は、比企広域消防本部とともに、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施します。大規模火災の危険性や災害時に、市民が避難所においてとるべき行動等につい

での周知徹底を図ります。

また、商業地や木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施します。必要に応じて防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、住民に配布することにより、火災の発生防止を図るための防災知識の普及啓発を行います。

(2) 防災関連設備等の普及

市は、比企広域消防本部とともに、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に取り組みます。また、市民が消防施設の存在を認識できるよう、標識や看板等を設置し、的確な情報の提供を図ります。

第4 大規模火災対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

比企広域消防本部は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集します。被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡します。

2 活動体制の確立

(1) 活動体制

比企広域消防本部は、警防本部及び現場本部を設置し、火災が発生した場合の初期消火体制を構築し、被害の拡大を防ぎます。

(2) 警察の活動体制

警察は、大規模火災が発生した場合、警察本部及び関係警察署に、それぞれ所要の指揮体制を配備し活動します。

(3) 事業所等の活動体制

火災が発生した事業所等の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大を防止するため、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとします。

3 消火活動

比企広域消防本部は、大規模火災が発生した場合、消火活動の調整を行う指揮所を設置し、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行います。また、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとします。

県は、比企広域消防本部の要請に基づき、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、大規模火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うものとします。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握します。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行います。

5 避難誘導活動

災害時における避難誘導については、「第2編 共通対策 第1章 第9節 避難対策」に準じます。

6 施設・設備の応急復旧活動

市及び公共機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施します。また、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行います。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

市及び防災関係機関は、それぞれが実施している対策に関する情報や交通規制の状況等の情報を市民に適切かつ迅速に提供します。

また、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の復旧状況等の情報や医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報もあわせて積極的に伝達します。

第5 林野火災予防

1 基本方針

林野火災については、地形の制約等の状況から、燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多いとされています。市は、林野において火災が発生した場合の対策を県の対策に準じて定めます。

2 実施計画

(1) 危険地域の把握

市は、比企広域消防本部とともに、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域を把握します。

(2) 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

市は、比企広域消防本部とともに、夜間、休日等の応急体制の整備及び県や防災関係機関等との情報の収集・連絡体制の整備を迅速に行います。

また、災害の危険性を周知するため、防災関連情報を収集し、情報の分析を行います。

(3) 消火活動体制の整備

比企広域消防本部は、林野火災に備え、水利や消火剤の確保等、その適正な備蓄

と配置に努めます。また、平常時から消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、体制の整備に取り組みます。

(4) 林野火災対策の充実

林野火災の原因は、たばこ・たき火など、火気の手扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、森林の巡視や火災予防の啓発活動を進め、その防止を図ります。

(5) 林野火災に強い地域づくり

森林所有者は、森林の維持管理にあつては、下刈、枝打ち、除伐等を適切に行い、火災予防及び延焼防止に努めるものとします。

第6 林野火災対策

1 発災直後の情報の収集・連絡

比企広域消防本部は、火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集します。また、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡します。

2 活動体制の確立

林野火災による大規模な被害が発生した場合には、比企広域消防本部は警防本部及び現場本部を設置し、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えます。

(1) 警察の活動体制

警察は、大規模な林野火災が発生した場合は、警察本部及び関係警察署にそれぞれ所要の指揮体制を配備し活動します。

(2) 事業者の協力体制

林業関係事業者は、比企広域消防本部、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協力します。

3 消火活動

比企広域消防本部は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握し、迅速に消火活動を行います。また、近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に取り組みます。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先するものとします。

必要に応じて、比企広域消防本部は、県に消火活動の協力要請を行い、ヘリコプターを活用した林野火災の偵察及び空中消火を早期に実施します。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握します。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行います。

5 避難誘導活動

災害時における避難誘導については、「第2編 共通対策 第1章 第9節 避難対策」に準じます。

6 施設・設備の応急復旧活動

市及び公共機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施します。また、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行います。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

市は、市民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達します。また、必要に応じて、発災後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置します。

8 二次災害の防止活動

市は県とともに、林野火災により林地が荒廃した地域について、降雨等での二次的な土砂災害等の危険があるかどうか点検を行います。危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図ります。

9 災害復旧

市及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行います。また、市は県とともに、林野火災跡地の復旧と改良復旧をあわせて実施します。

第2節 危険物等災害対策計画

第1 危険物等災害予防

1 基本方針

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、市及び比企広域消防本部は、関係機関と連携して保安体制の強化を図ります。また、施設の維持管理について、適正な保安措置を講ずるために、保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図ります。

2 危険物の災害予防

市は、比企広域消防本部と連携し、県とともに次の対策を講じます。

- ① 次により危険物製造所等の整備改善を図ります。
 - ア 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導します。
 - イ 立入検査を励行して災害防止を指導します。
- ② 次により危険物取扱者制度の効果的な運用を図ります。
 - ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底します。
 - イ 危険物の取扱いについて、技術上の基準を遵守するよう指導します。
 - ウ 法定講習会等の保安教育を徹底します。
- ③ 次により施設、取扱いの安全管理を図ります。
 - ア 施設の管理に万全を期するため、危険物施設保安員等の選任を指導します。
 - イ 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成遵守を指導します。
- ④ 次により危険物流出事象発生時を想定した訓練を実施します。
 - ア 危険物流出事象発生時を想定した流出元の特定や流出量積算の訓練を行います。
 - イ 汚染地域の拡大防止を図るシミュレーション訓練を実施します。

3 高圧ガスの災害予防

市は、比企広域消防本部と連携し、県とともに次の対策を講じます。

- ① 次のとおり、災害の発生を防止し、公共の安全を確保するため、法令基準の順守を徹底します。
 - ア 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の基準に適合するよう検査及び指導を実施します。
 - イ 検査対象は、次のとおりです。
 - (ア) 高圧ガスの製造・販売・貯蔵
 - (イ) 高圧ガスの移動
 - (ウ) 高圧ガスの消費
 - (エ) 高圧ガスの容器の製造 等
- ② 経済産業省、警察及び消防機関との必要な情報交換等、密接な連携のもとに、

防災上の指導を行います。

- ③ 埼玉県高压ガス団体連合会及び埼玉県高压ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催します。また、高压ガス保安協会の作成した事件事例を配布するなど防災上の指導及び自主保安意識の高揚を目的とした普及啓発を行います。
- ④ 高压ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、日常点検及び定期点検等を確実に実施するよう、施設の維持管理及び保安教育を徹底します。

4 銃砲・火薬類の災害予防

市は、比企広域消防本部と連携し、県とともに次の対策を講じます。

- ① 次のとおり災害を防止し、公共の安全を確保するため、法令基準の順守を徹底します。
 - ア 猟銃・火薬等の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いについて、武器等製造法（昭和28年法律第145号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の基準に適合するよう検査及び指導を実施します。
- ② 経済産業省、警察及び消防機関と協調し、取締指導方針の統一を図ります。また、必要に応じ、関係機関の協力のもとに、防災上の指導を行います。
- ③ 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催します。また、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事件事例を配布するなど防災上の指導及び自主保安意識の高揚を目的とした普及啓発を行います。

5 毒物・劇物の災害予防

市は、比企広域消防本部と連携し、県とともに次の対策を講じます。

- ① 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保します。
- ② 警察及び消防機関と協調し、情報交換等行うとともに、必要に応じて、関係機関の協力のもと、防災上の指導に当たります。
- ③ 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催します。また、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導に当たります。

第2 危険物等災害応急対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じ、直ちに比企広域消防本部又は東松山警察署等に通報します。通報を受けた機関は、連携して災害防止の緊急措置を講じます。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じます。

- ① 危険物の流出及び拡散の防止
- ② 流出した危険物の除去、中和等
- ③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3 高圧ガス災害応急対策

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害への危険性も考慮し、施設管理者は、作業を速やかに中止します。必要に応じ、ガスを安全な場所に移すか又は放出するとともに、住民を退避させる等の措置を講じた上で、直ちに比企広域消防本部又は東松山警察署等に通報します。通報を受けた機関は、連携して災害防止の緊急措置を講じます。

2 応急措置

- ① 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施します。
- ② 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして、速やかに次の措置を講じます。
 - ア 製造作業を中止し、必要に応じて設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出します。この作業に必要な作業員以外は退避させます。
 - イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移します。
 - ウ ①、②に掲げる措置を講じることができないときは、従業者、又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告します。
 - エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに、損害を他に及ぼすおそれのない水中若しくは地中に廃棄します。
- ③ 市長は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）により、規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備について緊急措置命令を発します。

第4 火薬類災害応急対策

1 活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に災害が発生し、又は危険な状態に

なった場合、二次的大災害への危険性も考慮し、施設管理者は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急措置を講じた上で、直ちに比企広域消防本部又は東松山警察署等に通報します。通報を受けた機関は、連携して災害防止の緊急措置を講じます。

2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして、速やかに次の措置を講じます。

- ① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止します。
- ② 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中に沈める等の安全な措置を講じます。
- ③ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入り口窓等を目張りで完全に密閉し、木部には消火措置を講じます。爆発により災害を受けるおそれのある地域は、全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させます。

第5 毒物・劇物災害応急対策

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生した場合、不特定、又は多数の者について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあります。その時は、施設管理者が、直ちに、その旨を東松山保健所、東松山警察署又は比企広域消防本部に届け出て、必要な応急対応を行います。また、届出を受けた東松山警察署又は比企広域消防本部は直ちに関係機関に通報すると同時に、災害防止の緊急措置を講じます。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、国、県と連携し、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊(毒劇物等対応小隊)が、応急対応を行います。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じます。

- ① 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講じます。
- ② 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じます。
- ③ 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害が発生した場合に備え、中和、消火等の応急措置、及び緊急連絡、要員確保、資材確保等の活動体制を確立します。

第6 サリン等による人身被害対策

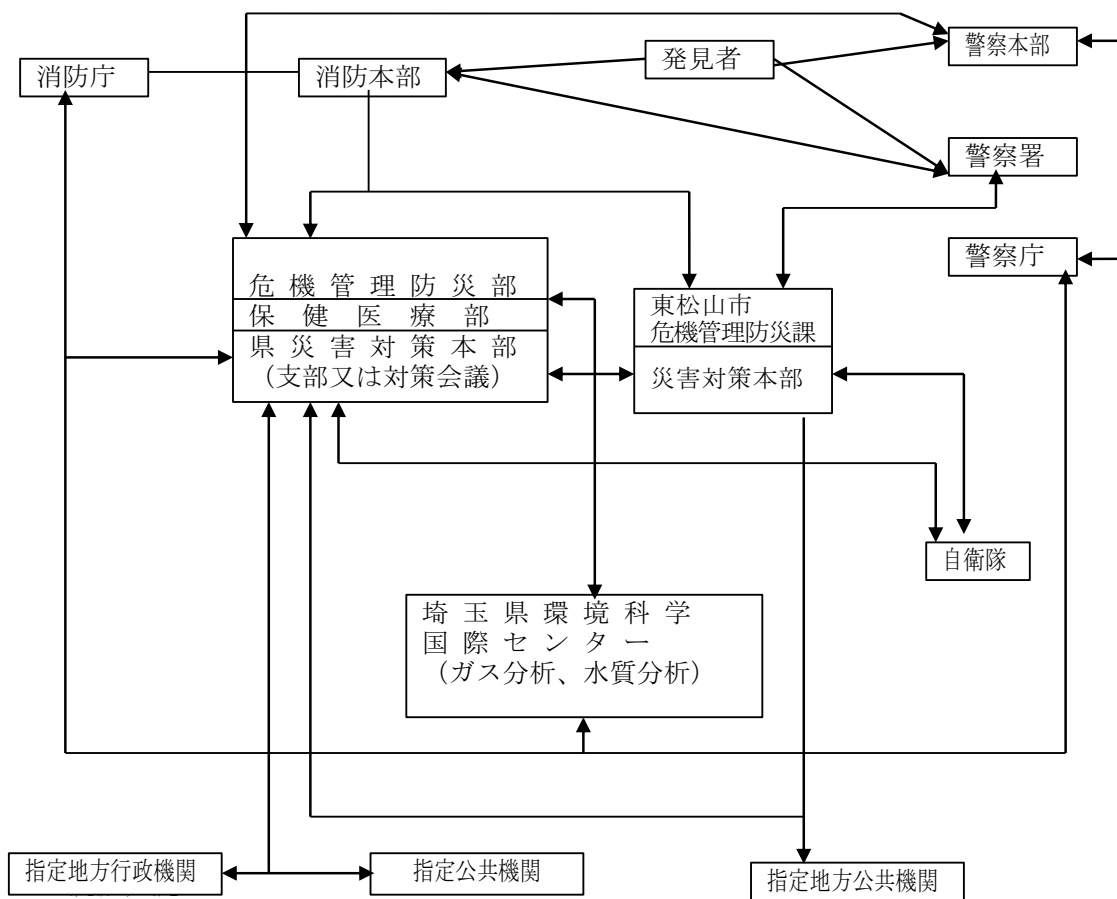
1 活動方針

市内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という）が発生し、又は発生のおそれがある場合に備え、人身被害対策計画を定めます。市は、災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するものとします。

2 活動体制

市は、市内に人身被害が発生した場合においては、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策を実施するものとします。

【サリン等による人身被害の連絡通報体制】

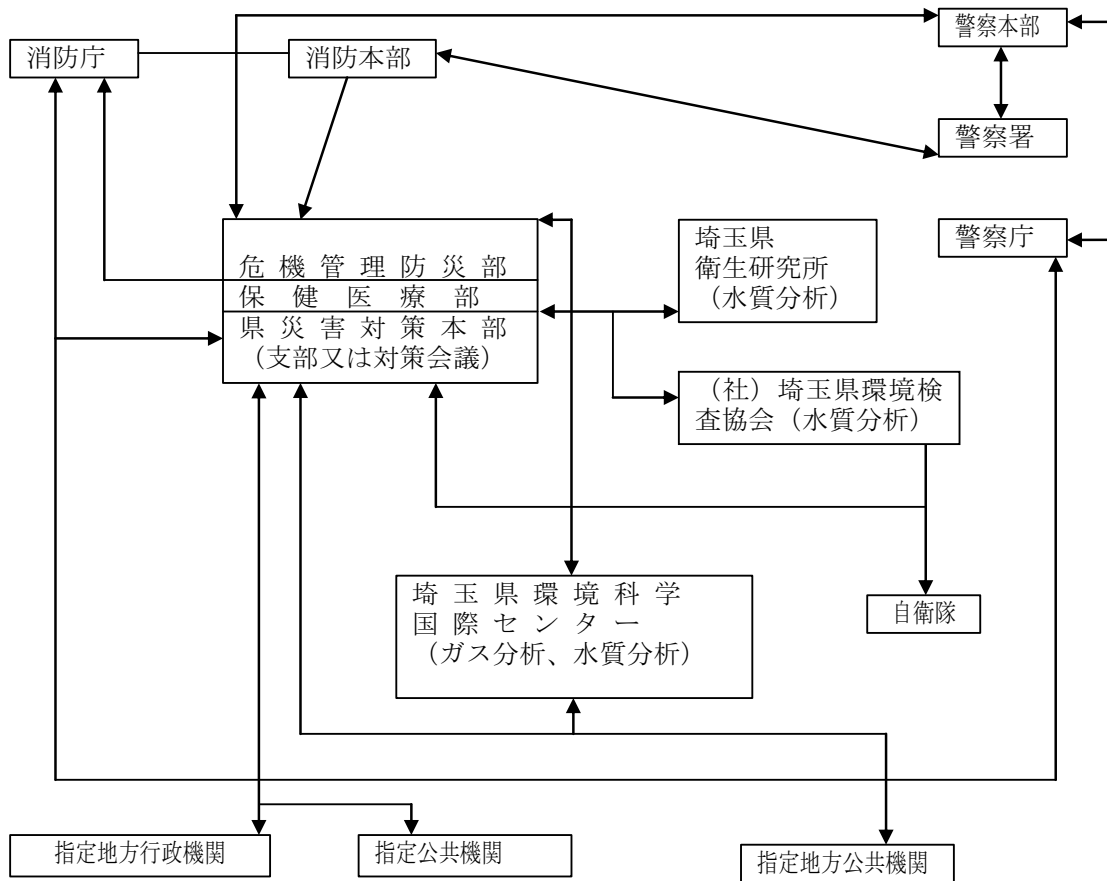


3 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されます。そのため、通報を受けた防災関係機関は、次の体制により、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置を速やかに実施に努めるものとします。

【サリン等による人身被害の原因解明のための連絡体制】



(2) 情報収集

市は、市内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて、県に報告します。また、事故災害応急対策に関し、市が措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告します。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 共通対策 第1章 第6節 情報収集・伝達体制の整備」に準じます。

(3) 立入禁止等の措置

警察及び比企広域消防本部は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより、人身被害に関わる建物、車両、船舶、その他の場所への立入りを禁止します。

また、これらの場所にいるものを退去させます。

(4) 救出・救助活動

救出、救助は「第2編 共通対策 第1章 第7節 医療救護等対策」に準じ、比企広域消防本部を主体として救出、救助活動に当たります。また、警察は、人身被害が発生した場合、比企広域消防本部等と協力して救出・救助活動に当たり、危険個所の監視警ら等を行います。特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、国、県と連携し、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)が対処します。

(5) 医療救護

迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、市は、県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施します。

(6) 救急搬送

「第2編 共通対策 第1章 第7節 医療救護等対策」に準じます。県は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターによる搬送を行います。また、必要に応じ自衛隊にも対応を要請します。

(7) 医療機関の確保

「第2編 共通対策 第1章 第7節 医療救護等対策」に準じ、医療機関を確保するものとします。

(8) 汚染除去

市内に人身被害が発生した場合、汚染除去のため、県により自衛隊災害派遣を要請します。

(9) 避難誘導

市長又は警察官等は、「第2編 共通対策 第1章 第9節 避難対策」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して、避難指示を行うものとします。

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方

1 趣旨

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故では、その影響は広範囲に拡大し、市民生活にも大きな被害をもたらしました。

核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が、一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合、その影響は甚大です。それゆえ、放射線関係事故の迅速かつ円滑な対応を図るため、特に防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定めるものとします。

本県には、核燃料物質を使用している事業所があります。また、医療機関及び試験研究機関等において、放射性同位元素を使用する施設が多数あります。そのうえ、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった原子力発電所が、本県から比較的近い場所に立地しています。

放射線関係事故が発生した場合、市と防災関係機関は相互に連携を図り、市民の身体と生命を守るため、速やかに必要な応急対策を行います。また、被災者が専門的な医療を迅速に受けられるような医療体制を確立します。

第2 予防対策

1 放射性物質の取扱施設に係る事故予防対策

（1）核燃料物質を使用する施設に係る事故予防対策

① 核燃料物質に関する事故対応計画の策定

市内の核燃料物質使用事業者は、県及び市の防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとします。

② 放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業者は、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備・充実を図り、平常時における放射線量等の把握に努めるものとします。

③ 放射線防護に関する従業員教育及び情報公開

核燃料物質使用事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとします。また、周辺住民に対し、放射線防護に関する知識の普及を図るとともに、放射線測定の結果などを定期的に施設周辺の住民等に報告するなど、当該施設での放射性物質に関する情報の公開に努めるものとします。

④ 防護資機材等の整備

核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする放射線防護のための資機材の整備に努めるものとします。また、核燃料物質の汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとします。

⑤ 緊急時体制の整備

市内の核燃料物質使用事業者は、何らかの要因により、放射線等の漏洩のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるように、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制を整備します。

(2) 放射性同位元素を使用する施設に係る事故予防対策

市内の放射性同位元素を使用する施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等、放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制を整備します。

(3) 放射性物質の取扱施設を把握

市は県や比企広域消防本部とともに、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等を把握するものとします。

2 迅速かつ円滑な災害対策への備え

(1) 情報の収集及び連絡

市及び県は、国、関係市町村、警察、比企広域消防本部、放射線関係取扱事業者の関係機関との間で情報の収集・連絡体制の整備を図ります。

また、放射線関係事故の発生時に、緊急情報の連絡を迅速かつ円滑に行うため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図ります。なお、整備する情報連絡システムについては、「第2編 共通対策 第1章 第6節 情報収集・伝達体制の整備」によります。

(2) 災害応急体制の整備

- ① 職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図ります。また、活動手順や資機材及び装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等についても、職員への周知を図ります。
- ② 放射線関係事故による災害が発生した場合、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があります。そのため、県及び県内市町村の相互応援基本協定などによる広域応援体制の整備を図ります。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

① 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設及び設備等を有する医療機関を把握します。また、比企広域消防本部は、県、医療機関との連絡体制の整備を行います。

② 被ばく検査体制の整備

放射線関係事故による災害が発生した際に、必要に応じて周辺避難住民に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、東松山保健所における検査体制の整備や医療機関における検査体制の把握を進めます。

(4) 防護資機材の整備

比企広域消防本部は、放射線関係事故に備えて、救急、救助活動に必要な放射線防護資機材を整備するよう努めます。

(5) 放射線量等の測定体制の整備

放射線関係事故が発生した場合、市内各地点における放射線量等を測定する体制を整備します。

(6) 指定避難所の指定及び避難収容活動への備え

① 指定避難所の指定

放射線関係事故に備えて、避難所を指定し、住民への周知徹底を図ります。なお、県の要請を受けた大規模な避難住民の受入は、「第2編 共通対策 第1章 第9節 避難対策」を準用します。

② 避難誘導

放射線関係事故発生時に、高齢者や障害者、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の要配慮者の適切な避難誘導を行います。そのため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導體制の整備を図ります。

(7) 飲料水の供給体制の整備

放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、「第2編 共通対策 第1章 第11節 物資供給・輸送対策」を準用して飲料水を供給します。特に乳児に優先的に飲料水の補給を実施する場合は、国、県等と協力して実施します。

(8) 広報体制の整備

放射線関係事故の発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関と連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとします。

(9) 住民相談窓口の整備

住民等からの問合せ等に対応する体制を整備するものとします。

(10) 防災教育及び防災訓練の実施

応急対策活動を円滑に実施するため、防災関係職員に対し、放射線事故等に関する防災教育の機会の拡充を図ります。

総合防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故の特殊性を考慮して企画するとともに、住民に対しては平常時から防災対策に関する広報を行い、住民への啓発を行います。

第3 応急・復旧対策

1 目標

県内においては、次のような放射線関係事故の発生が想定されます。

- ① 核燃料物質等の輸送中の事故
- ② 核燃料物質を使用している事業所の事故
- ③ 医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素を使用する施設における火災等

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所において想定される事故は、核燃料物質の数量等から勘案し、輸送中における事故と比較して小さいものと考えられます。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあつてはこれを援用するものとします。

放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて、輸送容器が区分されます。放射エネルギーの少ない順にL型、A型、B型等となります。県内を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物です。しかし、対策を定めるに当たり、B型輸送物をも視野に入れたものとします。

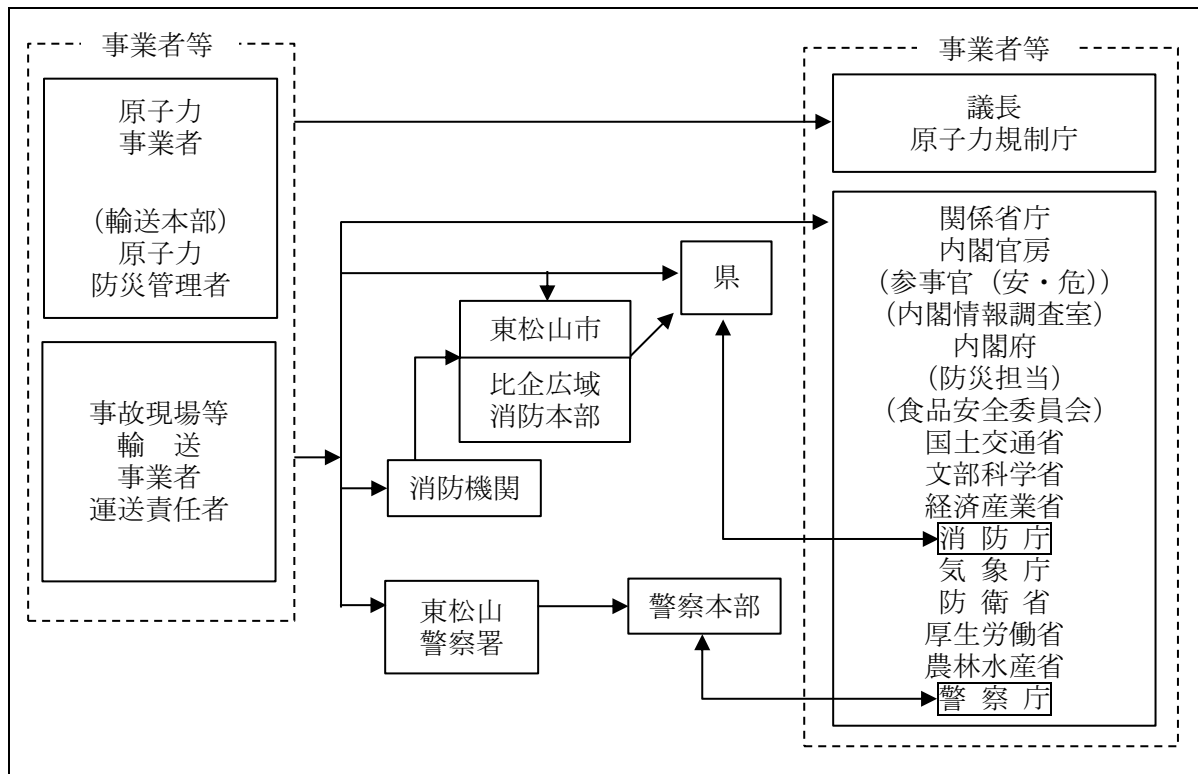
また、本県から比較的近い場所に立地している原子力発電所において、放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定するものとします。これら対策を講ずる場合、国、県などが行う対策と密接に連携するものとします。

2 核燃料物質等の輸送事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 通報及び状況連絡

- ① 原子力事業所等の原子力防災管理者は、核燃料物質等輸送中に漏洩等の事故が発生した場合、直ちに、市、比企広域消防本部、東松山警察署、県及び関係省庁に通報するものとします。
- ② 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集及び連絡系統は、以下のとおりとします。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】



③ 収集する事故情報は以下のとおりとします。

- ア 特定事象発生場所及び時刻
- イ 特定事象の種類
- ウ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- エ 気象状況（風向、風速など）
- オ 周辺環境への影響
- カ 輸送容器の状態
- キ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ク 応急措置
- ケ その他必要と認める事項

④ 原子力事業所等の原子力防災管理者は、市、県及び国に対して、応急対策の活動状況を連絡するものとします。

⑤ 県に対して応急対策活動の状況及び応援の必要性等を連絡します。

(2) 通信手段の確保

県及び市町村の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための体制を確保するものとします。また電気通信事業所等は、県及び市町村の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとします。

(3) 活動体制の確立

- ① 事業者の対応

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとします。

② 県、市の対応

事故の状況に応じて速やかに、次のとおり必要な体制をとるものとし、防災関係機関相互の連携を図ります。

ア 職員の非常参集

イ 情報収集連絡体制及び市災害対策本部の設置

ウ 情報収集等

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動を行うとともに、応急対策を検討します。

エ 国への連絡及び協力要請

県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請するものとします。

オ 自衛隊の災害派遣要請

県知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとします。市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣要請を行います。なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 共通対策 第1章 第5節 受援計画の推進」により、県を通じて行います。

③ 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた比企広域消防本部は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握を行い、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じるものとします。

※警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業所等が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね100mを確保します。

④ 警察の対応

核燃料物質等の輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握を行うとともに、指揮体制を確立します。状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業所等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずるものとします。

(4) 消火活動

① 核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合、事業者は、輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとします。

② 比企広域消防本部は、事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活

動方法を決定し、活動中の安全性を確保しつつ、事業者と協力して迅速に消火活動を行います。

- ③ 市内が被災せず、被災市町村から要請があった場合、相互応援協定などに基づき、迅速かつ円滑に応援を実施します。

(5) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

① 市災害対策本部の設置など

国が原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置した場合、市は、市災害対策本部を設置します。また、原子力災害合同対策協議会の構成員として、協議会に出席するとともに、所要の措置を講じます。

② 市災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認められるときは、市災害対策本部を閉鎖します。

(6) 緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動

車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保します。必要に応じ、県及び防災関係機関へ要請します。被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、適確かつ効果的な緊急輸送活動を行います。

傷病者の搬送は、放射線物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後に、搬送します。

(7) 退避・避難収容活動など

① 退避及び避難等の基本方針

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、原子力緊急事態宣言を内閣総理大臣が発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護する必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難指示」の措置を講じます。

これら「屋内退避」・「避難」等の措置についての基準は、次のとおりです。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、高齢者や障害者等の要配慮者にも十分に配慮します。ただし、本県には、原子力災害対策特別措置法で規定する原子力事業所等は存在しません。

【屋内退避及び避難の基準】

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 (予測線量当量) (mSv/時間)		防護対策の内容 (屋内退避) (避難)
外部全身線量	甲状腺等の臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。その際、窓を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は避難します。

(mSv:ミリシーベルト)

② 警戒区域の設定

市は、原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が【屋内退避及び避難の基準】に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域については、屋内退避・避難を行う区域（警戒区域）を指定します。

警戒区域は、基本的に事故現場を中心とした半径15mの円形（現場が帯状である場合は楕円形とします。）とします。これに加えて、道路上に警戒区域の前後85mを応急活動に必要な区域として確保します。

※ 「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）の中では、核燃料物質の輸送について、「仮に原子力緊急事態に至る遮蔽劣化又は放射性物質の漏洩があった場合には、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度です。これにより、事故の際に対応すべき範囲として、一般公衆の被ばくの観点から、半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能である」としています。

③ 関係機関への協力要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察、その他関係機関に対して協力を要請します。

④ 退避・避難等の実施

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村に通知するとともに、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなどの指示をします。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所として開設します。この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講じます。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とします。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施します。

⑤ 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図るものとし、また、避難所ごとに、避難者の早期把握を行うとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めます。

⑥ 要配慮者（高齢者・障害者等）への配慮

乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮します。特に高齢者、障害者の指定避難所での健康状態を把握するとともに、健康管理対策に努めます。

(8) 市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

次のとおり、正確かつきめ細かな情報を適切かつ迅速に提供します。

情報提供に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車、ホームページ、SNS、登録制メール、データ放送等のほか、放送事業所等、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行います。また、高齢者、障害者等の要配慮者に対して十分に配慮します。

ア 核燃料物質等の事故及び災害の状況

イ 安否情報

ウ 交通施設等の復旧状況

エ 医療機関等の情報

オ 市が講じている対策に関する情報

カ 放射線量等の測定結果

キ 交通規制の状況 等

② 市民への的確な情報の提供

市民に対して、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に提供します。

③ 住民等からの問合せへの対応

必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する窓口を設置します。必要な人員を配置し、広聴体制を整備し、効果的、効率的な情報の収集、整理及び提供を行います。

(9) 核燃料物質等の除去

事業者は、市及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故収束後も汚染拡大防止に取り組みます。また、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去及び除染を行うものとし、

(10) 各種規制措置と解除

① 警戒区域を設定した場合、次の情報などに基づき、必要に応じ、当該区域等

における飲料水及び飲食物の摂取制限を行います。

ア 原子力防災管理者からの事故の情報

イ 放射線モニタリングの結果

ウ 国の指導、助言又は指示

- ② 環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、又は原子力緊急事態解除宣言があったときは、国及び専門家の助言を踏まえて、次の各種制限措置の解除を行います。

ア 交通規制

イ 避難・退避の指示

ウ 警戒区域

エ 飲料水・飲食物の摂取制限 等

(11) 被害状況の調査

① 被災住民の登録

県からの指示により、医療措置及び損害賠償請求等の対応のため、原則として避難所に収容した住民の登録を行います。

② 被害調査

県からの指示により、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査します。

ア 退避・避難等の措置

イ 立入禁止措置

ウ 飲料水、飲食物の制限措置

エ その他必要と認める事項

③ 汚染状況図の作成

県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成します。また、医療措置及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保管するものとします。

(12) 住民の健康調査

市及び県は、退避・避難した住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と人心の安定を図ります。また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携して収容を行います。なお、この場合において、搬送等を行う場合は二次汚染に十分配慮します。

3 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとします。

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

① 事故情報の収集・連絡

ア 放射性物質の取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質の取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市、警察、比企広域消防本部及び国の関係機関に通報するものとします。

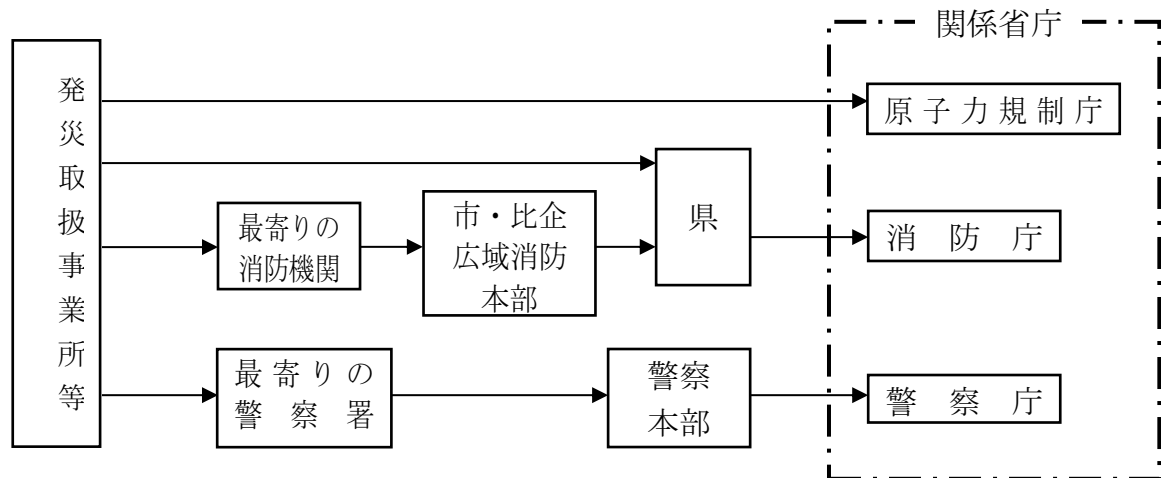
また、市は、放射性物質の取扱事業者から受けた情報を直ちに県や関係機関等へ連絡します。

- ・事故発生の時刻
- ・事故発生の場所及び施設
- ・事故の状況
- ・気象状況（風向・風速）
- ・放射性物質の放出に関する情報
- ・予想される災害の範囲及び程度等
- ・その他必要と認める事項

イ 放射性物質の取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質の取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとします。

【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】



ウ 放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

市は、県、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとします。

エ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとします。市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡します。

② 通信手段の確保

県、市町村等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報の連絡のための体

制を確保するものとします。また、電気通信事業所等は、県及び市等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとします。

③ 活動体制の確立

「2 核燃料物質等の輸送事故災害に係る応急・復旧対策」に準じ、活動体制を確立します。

4 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

県防災計画を参照します。

(2) 原子力発電所の事故災害に係る応急・復旧対策への準用

原子力緊急事態宣言の発出時の対応、緊急輸送、退避・避難、被害状況の調査、住民の健康調査などは、本節「2 核燃料物質等の輸送事故災害に係る応急・復旧対策」を準用します。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・市による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとします。

(3) 放射線量等の測定体制の整備

① 外部被ばくの程度を確認するための簡易測定

市は、県と連携し、市民及び他自治体からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施します。簡易測定は、避難所、東松山保健所、医療機関等において実施し、東松山保健所に健康相談の窓口を開設するものとします。

② 空間放射線量の測定体制の整備

市は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、市民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握するものとします。

③ 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備

市は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保します。風評被害を防ぐため、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき、国と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供します。また、必要に応じて「2 核燃料物質等の輸送事故災害に係る応急・復旧対策」を準用し、摂取制限等を行うものとします。

④ 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備

県と市は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行うものとします。

(4) 他自治体からの避難住民の受入について

他自治体において原発事故が発生した場合の市における避難住民の受け入れにつ

いては、「第2編 共通対策 第1章 第9節 避難対策」を準用します。

第4節 農林水産災害対策計画

第1 農林水産災害対策

1 目標

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害に関し、その災害予防、災害時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、県は必要な活動体制及び措置を実施します。

2 実施計画

(1) 活動体制

県は、災害対策を円滑に実施するため、災害の発生に伴い、関係機関との緊密な連携の下に、必要な体制を整えるものとします。

(2) 注意報及び警報の伝達

市及び東松山農林振興センターは、県から注意報及び警報等の伝達を受け、市は東松山農林振興センターから必要な指導を受けます。

【伝達を受ける注意報の種類】

区 分	種 類
注 意 報	強風、大雨、大雪、雷、霜、低温、洪水
警 報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
その他の気象情報	大雨、洪水、台風、低温

3 災害の応急対策及び復旧

県は、農作物・農業生産施設、農地及び農業用施設、森林・林産物関係施設、家畜・家禽等について、助成・被害の拡大防止等の措置を行います。

第5節 道路災害対策計画

第1 道路災害予防

1 基本方針

地震や水害その他の理由により、トンネルの崩壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落等、道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定めます。

2 実施計画

(1) 道路の安全確保

① 道路交通の安全のための情報の充実

気象、地象、水象に関する熊谷地方気象台からの情報を有効に活用するとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとします。

警察は、道路交通安全のための情報収集、連絡体制の整備を図ります。

道路管理者及び警察は、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備します。

② 道路施設等の整備

ア 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとします。また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者、地域住民及び道路利用者へ広報するものとします。

イ 予防対策の実施

道路管理者は、以下の各予防対策に取り組むものとします。

(ア) 道路施設等の点検を通じ、現状を把握します。

(イ) 道路における災害を予防するため、必要な施設を整備します。

(ウ) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等を整備します。

(エ) バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施します。また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えます。災害からの円滑な復旧を図るために、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとします。

ウ 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとします。

(2) 情報の収集・連絡

① 災害情報の収集・連絡体制の整備

市及び道路管理者は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとします。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とします。また、県と連携し、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとします。

② 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとします。

なお、市の整備する情報連絡システムについては、「第2編 共通対策 第1章 第6節 情報収集・伝達体制の整備」に準ずるものとします。

(3) 災害応急体制の整備

① 職員の体制の整備

市及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備します。必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとします。

② 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、関係機関との連携強化を事前から図っておくものとします。

また、県と協力し、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めます。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

道路災害時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市及び道路管理者は県とともに、災害時の道路管理体制の整備に努めるものとします。また、警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、平素から支援関係機関との連帯強化を図るとともに、発生時における交通規制の広報体制を確保するものとします。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制や、住民等からの問合せに対応する体制を整備します。

第2 道路災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

① 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、

速やかに県、市、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取るものとします。

② 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

道路管理者は、被害状況を県、市、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡するものとします。

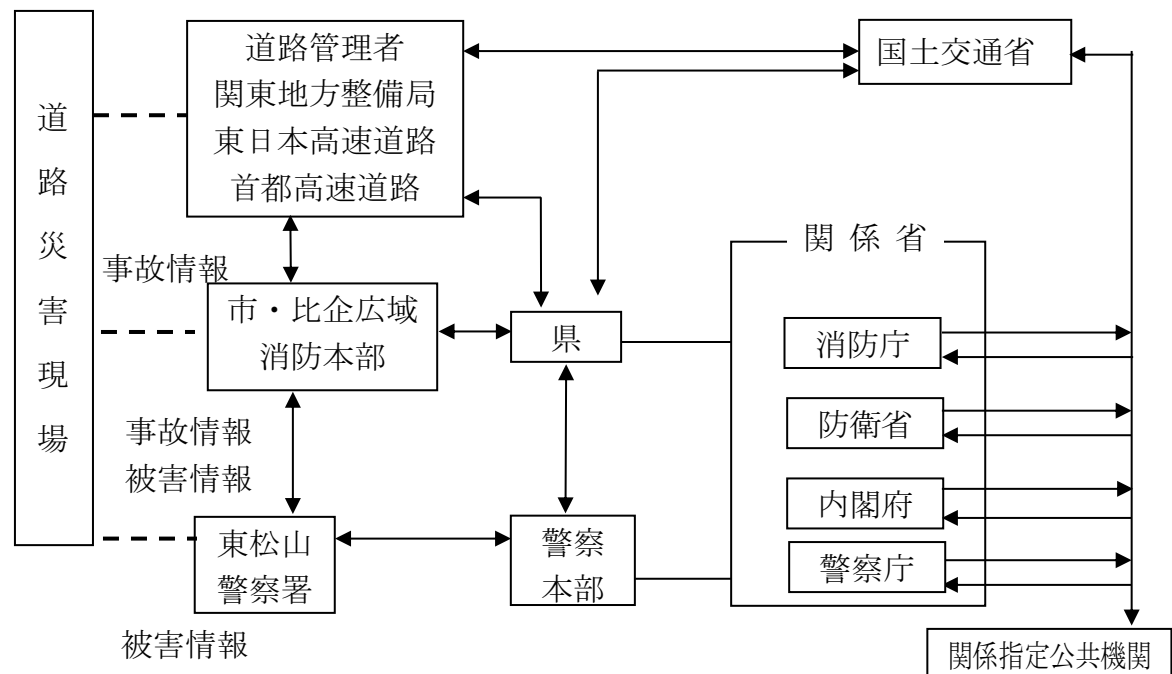
市は、人的被害状況等の被害情報を収集します。また、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡します。

警察は、現地情報を多角的に収集し、情勢を的確に判断して必要な措置をとるとともに、関係機関に連絡します。

③ 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとします。

【道路災害情報の収集・連絡系統】



④ 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとします。

市は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等や、応援の必要性を連絡します。また、県が実施する応急対策活動の実施状況等を把握します。

(2) 通信手段の確保

市の防災関係機関は、災害発生後、直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとします。また電気通信事業所等は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとします。

2 活動体制の確立

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動を行います。

また、応急対策を検討し、必要な措置を講じます。大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告します。県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えます。

なお、市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行います。

3 消火活動

道路管理者は、市、県及び警察等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとします。

比企広域消防本部は、速やかに火災の状況を把握します。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとします。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、県と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとします。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとします。交通規制に当たって、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとします。

被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、緊急輸送活動を的確かつ効果的に行うものとします。

5 危険物の流出に対する応急対策

危険物の流出が認められた場合、道路管理者は、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害を防止するものとします。比企広域消防本部は、直ちに防除活動を行います。また、避難誘導活動を行うものとします。

警察は、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行います。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、障害物の除去、道路施設の仮設等の応急復旧活動を迅速かつ的確に行い、早期に道路交通を確保するものとします。また、道路施設の応急復旧活動

に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとします。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細かな情報を適切かつ迅速に提供します。

情報提供に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車、ホームページ、SNS、登録制メール、データ放送等によるほか、放送事業所等、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行い、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に十分に配慮するものとします。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達します。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置します。また、必要な人員の配置等の整備を図り、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供を行います。

8 道路災害からの復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、被災した道路施設の復旧事業を迅速かつ円滑に行うものとします。

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとします。

第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

第1 基本方針

市内において列車の衝突、脱線、転覆、その他の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策及び復旧等の諸対策について定めます。

第2 鉄道事故対策計画

1 活動体制

事業者は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じます。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施します。

市は、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策を実施します。

2 応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、「第2編 共通対策 第1章 施策ごとの具体的計画」の各項に定める応急対策に準ずるものとします。特に、次に掲げる項目について万全を期します。

(1) 情報収集

市内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告します。事故災害応急対策について、市が既に措置した事項、及び今後の措置に関する事項を同時に報告します。

(2) 乗客等の避難

事業者は、鉄道事故が発生した場合、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導します。

警察及び比企広域消防本部は、鉄道事業者等と協力し、列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所へ避難誘導します。また、現場一帯の立入禁止等の措置を講じます。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行います。

(3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「第2編 共通対策 第1章 第9節 避難対策」に準じ、避難指示を行

います。

(4) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性もあります。そのため、比企広域消防本部は、人命救助及び救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施します。

【資料編】鉄道事業所等の計画

第7節 航空機事故対策計画

第1 目標

航空機の墜落、衝突、その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が市内に発生した場合、法令及び市防災計画等に定める市災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、迅速かつ強力で事故災害応急対策を推進し、その活動体制に万全を期するため定めるものです。

第2 活動体制

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合、東京空港事務所に速やかに通報するものとします。(航空法(昭和27年法律第231号)第76条)

警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとします。

市は、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策を実施します。

第3 応急措置

1 情報収集

市は、市内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告します。また、事故災害応急対策について、市が既に措置した事項、及び今後の措置に関する事項を同時に報告します。なお、県の現地調査班が現地調査を実施します。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生した場合、事故機を所有する事業者は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導します。

警察及び比企広域消防本部は、事業者と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯に立入禁止等の措置を講じます。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行います。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は「第2編 共通対策 第1章 第9節 避難対策」に準じ、避難指示を行います。

3 救出、救助

比企広域消防本部は、救出・救助活動に当たります。また、市は、協力者の動員を行います。

警察は、事故災害救護の責任を有する機関等と協力し、被害者の救出・救助活動を行います。また、生命の危険にひんしている者の発見及び救出のため、危険箇所の監視・警ら等を実施します。

4 消火活動

航空機事故災害については、市街地に墜落した場合に火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されます。比企広域消防本部は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施します。

第8節 電気通信設備災害対策計画

第1 目的

市内の電気通信設備の災害対策としての準備警戒、情報連絡、非常活動及び電気通信設備が被災した場合の復旧を迅速、的確に行うため、県と連携し、必要な措置を講ずるものとします。

第2 災害予防計画

災害の発生が予想される場合は、東日本電信電話株式会社埼玉支店及び株式会社NTTドコモ埼玉支店に情報連絡室を設置し、準備警戒体制をとり、次の措置を講じます。

- ① 災害時における電気通信サービス確保のための各種の措置
- ② 情報連絡員の確保
- ③ 復旧要員の服務計画
- ④ 可搬無線機等の出動準備
- ⑤ 予備エンジン試運転、結果の把握、蓄電池の点検
- ⑥ 移動電源車等の出動準備体制の把握
- ⑦ 建物の防災設備の一覧
- ⑧ 非常持出しの準備
- ⑨ 復旧活動の準備
 - ア 工事用車両の確保
 - イ 工事用工具、計測器類の点検整備
 - ウ 復旧資材の緊急確保
 - エ 設営用具、照明用具、非常標識等（腕章、旗）の整備
 - オ 非常食料の確保及び炊出しの準備
 - カ 救護活動の準備

第3 災害時の応急対策

災害により、電気通信設備に被害を受けた場合、電気通信サービス確保のため、次のとおり、応急対策を講じます。

- ① 被害状況の把握
- ② 応急復旧班の編成
- ③ 社員の動員計画
- ④ 社外関係機関との情報連絡
- ⑤ 資材の輸送計画
- ⑥ 電源設備の確保
- ⑦ 建物の防災
- ⑧ 広報活動

第9節 電力施設応急対策計画【東京電力パワーグリッド(株)、東京発電(株)】

第1 目的

東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社（以下、東電PGという。）は、東京電力ホールディングス株式会社（以下、東電HDという。）、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、東電EPという。）、及び東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下、東電RPという。）と連携し、埼玉県内の台風、雪害、水害、地震、塩害その他の非常災害に際し、人身事故を防止し、電力施設の被害を最小限に留めるとともに、被害の早期復旧を図ることとします。

第2 防災体制

1 非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常災害」という。）に対処するための非常態勢は次の区分となります。

情 勢	非常態勢の区分
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生が予想される場合 ・ 災害が発生した場合 ・ 電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ・ サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合 	第1 非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害が発生した場合 ・ 大規模な災害の発生が予想される場合 ・ 電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ・ 東海地震注意報が発せられた場合 ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 	第2 非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・ 電力供給区域あるいは事業所のある都、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・ 警戒宣言が発せられた場合 ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 	第3 非常態勢

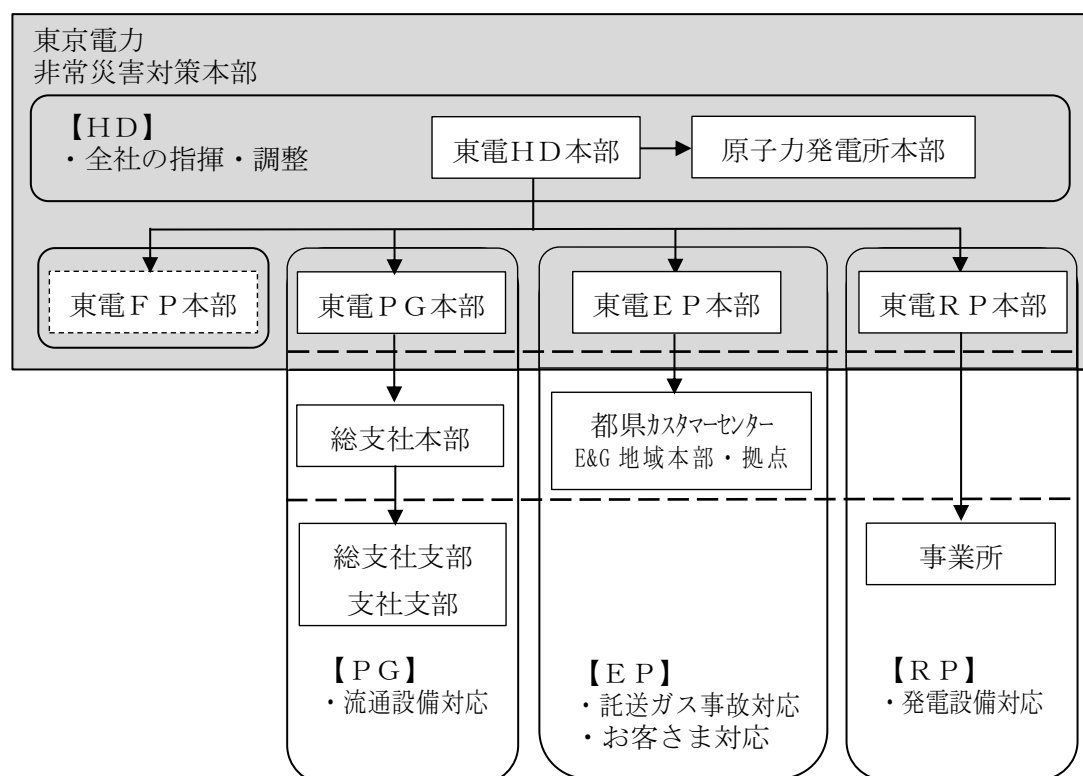
2 災害対策組織

(1) 東京電力非常災害対策本部態勢は次のとおりとします。

【東京電力非常災害態勢】

東電HDは、非常災害の情勢に応じて東電PG、東電EP及び東電RPと連携をとり、非常災害対策本部を設置します。

東電HD、東電PG、東電EP、東電RP本部は、連携して非常災害対応を実施します。



東京電力（HD、PG、EP、RP）本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、非常態勢に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）をあらかじめ編成します（対策組織は、情報班、広報班、復旧班、給電班、資材班、厚生班、総務班により構成されることを基本とします。）。

対策組織を次のとおり非常災害対策本部と非常災害対策支部（以下「本（支）部」という。）に区分します。

事業所	対策組織	機能
本社 (東電HD, 東電PG, 東電EP, 東電RP) ※第一線機関に掲げたものを除く。	東京電力 非常災害 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力全社における非常災害対策活動の総括・指揮 本社における非常災害対策活動の実施
原子力発電所 (東電HD) 総支社 (東電PG) 電力所 (東電PG) 各地域本部 (東電EP)	非常災害対策 事業所本部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 各都県域等に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
第一線機関 (東電HD) ・経営技術戦略研究所 ・建設所 ・ビジネスソリューションカンパニー (東電PG) ・支社 ・総合研修センター ・配電エンジニアリングセンター ・送変電機縁説センター ・その他第一線機関 (東電RP) ・事業所	非常災害 対策支部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施

(注) 建設所には、建設準備事務所を含む。

事業所が被災した場合の非常災害対策活動の拠点をあらかじめ定めます。

非常災害対策事業所本部とは、原子力発電所、総支社、電力所及び各地域本部などの都県域等のエリアを総括・指揮する本部です。

第3 対策組織の運営

1 非常態勢の発令及び解除

東電HD、東電PG、東電EPの本社防災担当部(室)長(第1非常態勢の場合は防災担当グループマネージャー)は、非常災害が発生したときは、原則として関係部・組織と協議し、態勢区分に応じた非常態勢の発令を発令者へ上申します。発令者は、それに基づき非常態勢を発令するとともに、他の会社へ発令を通知します。

原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関の長は、非常災害態勢を発令した場合は、速やかに対策組織を設置します。

態勢区分	発令者			
	東電HD	東電PG 東電EP	東電RP	原子力発電所 総支社、電力所、 各地域本部および 第一線機関
第1非常態勢	総務・法務室長	防災担当部（室）長	社長	それぞれの長
第2非常態勢	防災担当役員 （東海地震注意情報及び南海トラフ地震臨時 情報（巨大地震注意）が発せられた場合は 総務・法務室長（防災担当部（室）長）		社長	それぞれの長
第3非常態勢	社 長 （警戒宣言及び南海トラフ地震臨時情報（巨 大地震警報）が発せられた場合は 総務・法務室長（防災担当部（室）長）		社長	それぞれの長

非常態勢が発令された場合は、速やかに本（支）部を設置します。

東海地震注意情報、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、本社は総務・法務室長が、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関はそれぞれの長が、あらかじめ定めた態勢区分を発令します。

特に、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社並びに当該地が発生した原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は自動的に第3非常態勢に入り、速やかに本（支）部を設置します。

2 原子力災害との複合災害時の対応

災害と同時に原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報すべき事態（原子力災害対策指針で定める警戒事態を含む）となった場合には、原子力事業者防災業務計画で定める緊急事態対策本部を東電HD本社及び原子力発電所等に設置するとともに、必要な各社非常災害対策本部を設置し、連携を密にしながら対応します。

第4 社外機関との協調

1 地方公共団体の災害対策本部との協調

災害時にあらかじめ定められた対策要員を派遣し次の事項に関し協調をとります。

- （1）災害に関する情報の提供及び収集
- （2）災害応急対策及び災害復旧対策

2 防災関係機関との協調

警察、消防、地方気象台、自衛隊等、防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備します。

3 他電力会社等との協調

他電力会社、株式会社JERA、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電

力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備します。

第5 災害予防に関する事項

1 防災訓練

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有効に機能することを確認します。なお、訓練実施に当たっては、実践的な内容とし、抽出された課題については、速やかに改善を行うとともに、次回訓練に反映させます。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加します。

第6 電力設備の災害予防措置に関する事項

1 水害対策

(1) 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に、各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施します。特に、洪水に対する被害防止に重点をおき次の箇所について点検、整備を実施します。

- ・ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上、下流護岸
- ・導水路と溪流との交差点及びその周辺地形との関係
- ・護岸、水制工、山留壁
- ・土捨場
- ・水位計

(2) 送電設備

① 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、よう壁、石積み強化等を実施します。

② 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施します。

(3) 変電設備

浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施します。

また、屋外機器は基本的事業にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水・耐水構造化、または防水壁等の組合せを実施します。

(4) 配電設備

浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器のかさ上げ等による防水対策を実施します。

(5) 通信設備

浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施します。

2 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処します。

3 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施します。

(1) 水力・原子力発電設備及び変電設備

雪崩防護柵の取付、機器の防雪カバー取付、ヒーターの取付、水中ケーブルの採用等を実施します。

(2) 送電設備

鉄塔にはオフセット及び耐雪結構を採用し、降雪期前に樹木の伐採を行います。着雪しやすい地域の電力線及び架空地線には難着雪対策（リング等）又は鉄塔の設備強化を施します。

また、気象通報等により雪害を予知した場合で、可能な場合は系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めます。

(3) 配電設備

配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、難着雪電線の使用等を行います。

4 雷害対策

(1) 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のためクランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行います。

また、気象通報等により雷害を予知した場合で対応可能な場合は、系統切等により災害に伴う停電の拡大防止に努めます。

(2) 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを行います。また、重要系統の保護継電装置を強化します。

(3) 配電設備、通信設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取り付けます。

5 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来の沈下量を推定し設計します。将来の沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水水位、構造物の重量などに基づいて算定します。

6 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき設備毎に所要の対策を講じます。

7 土砂崩れ対策

送電線路における土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により、よう、石積み、排水溝などの対策を実施します。また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努めます。なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係会社へのPRを徹底します。

8 地震対策

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計します。

水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行います。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行います。

建物については、建築基準法による耐震設計を行います。

(2) 原子力発電設備

原子力発電設備は、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用原子炉設備に関する技術基準等に基づいて安全上の重要度に応じて耐震設計を行います。また、重要な建物及び構築物は、原則として直接岩盤上に設置します。

(3) 送電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るた

め、同基準に基づき設計を行います。また、液状化については、設備の重要度等を勘案し必要に応じて対策を行います。

② 地中電線路

終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行います。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行います。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とします。

(4) 変電設備

機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行います。

(5) 配電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行います。また、地盤軟弱箇所（液状化地域等）における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行います。

② 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とします。

(6) 通信設備

通信設備は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行います。

第7 防災業務施設及び設備の整備

1 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ次の諸施設及び設備を強化、整備します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・雨量、流量、風向、風速、気圧及び水位の観測施設及び設備・潮位、波高等の観測施設及び設備 |
|---|

2 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、指示、報告等のため、必要に応じ次の諸施設及び設備の強化、整備を図ります。

(1) 無線伝送設備

- ・マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備
- ・移動無線施設及び設備
- ・衛星通信施設及び設備

(2) 有線伝送設備

- ・通信ケーブル
- ・移動無線施設及び設備
- ・通信線搬送設備
- ・光搬送設備

(3) 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む）

(4) 通信設備用電源設備

(5) 一斉放送装置

3 非常用電源の整備

本社、原子力発電所、総支社、電力所及び第一線機関には、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保します。

なお、非常用電源の整備に当たっては、十分な燃料の確保に努めるとともに、通常電源系統と非常用電源系統の区分により非常災害時における電源確保を行います。

4 コンピュータシステムの整備

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに重要データファイルの多重化や分散保管などのバックアップ態勢の整備を図ります。

5 水防、消防に関する施設及び設備

法に基づき次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図ります。

(1) 水防関係

- ・ダム管理用観測設備
- ・ダム操作用の予備発電設備
- ・防水壁、防水扉などの浸水対策施設
- ・排水用のポンプ設備
- ・各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- ・警報用設備

(2) 消防関係

- ・燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- ・化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
- ・消火栓、消火用屋外給水設備、水幕装置

- ・各種消火器具及び消火剤
- ・火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

6 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき次の施設及び設備の整備を図ります。

- ・防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
- ・油回収船
- ・オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

7 その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ移動用発電機設備等を整備します。

第8 災害対策用資機材等の確保及び整備

1 災害対策用資機材等の確保

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具消耗品等の確保に努めます。

2 災害対策用資機材等の輸送

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努めます。

3 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い非常事態に備えます。

4 災害対策用資機材等の広域運営

本社は、災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と災害対策用資機材の相互融通体制を整備します。

5 食糧、医療、医薬品等生活必需品の備蓄

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、非常事態に備え食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保を図ります。

6 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想され

るため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図ります。

第9 電気事故の防止

東電HD、東電PG及び東電RPは、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため以下の対応を実施します。

1 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努めます。

2 広報活動

(1) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ・無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに事業所に通報すること。
- ・断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- ・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ・漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進すること。
- ・大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨すること。
- ・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・電気機器を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項

(2) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深めます。

(3) 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等重要施設並びに人工透析等の医療機器等を使用しているお客さまに、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置や訓練を要請します。

事故発生時には、インターネットを通じ停電情報に加え可能な限り復旧見通しを提供します。

第10 災害時における情報の収集、連絡

1 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関の本（支）部長は、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告します。

(1) 一般情報

- ① 気象、地震情報
- ② 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

- ③ 対外応対状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への応対状況）
- ④ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 当社被害情報

- ① 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ② 停電による主な影響状況
- ③ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項
- ④ 従業員の被災状況
- ⑤ その他災害に関する情報

2 情報の集約

上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告及び独自に国、地方公共団体等防災関係機関から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努めます。

3 通話制限

災害時の保安通信を確保するため、本（支）部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じます。

非常態勢の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、社にあっては防災担当部（室）長、原子力発電所、総支社、電力所及び第一線機関にあっては、その長の判断により通話制限その他必要な措置を講じます。

第11 非常時における広報

1 広報活動

災害時において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行います。また、公衆感電事故、電気火災を防止するため

「第9 2 広報活動」に定める広報活動を行います。

2 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS及びインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知します。

第12 要員の確保

1 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備えます。

非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動します。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動します。ただし、事業所又は通勤経路が津波による避難対象地域となる場合、津波の恐れがなくなった後に出社するものとします。

交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事します。

2 復旧要員の広域運営

他電力会社、株式会社JERA、電源開発株式会社並びに広域機関と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行います。

第13 災害時における復旧資材の確保

1 調達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保します。

- ・現地調達
- ・本（支）部相互の流用
- ・他電力会社等からの融通

2 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行います。

3 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保

を図ります。

第14 災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、東電PG本社本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」及び広域機関の指示に基づき電力の緊急融通を行います。

第15 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じます。

第16 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、受持区域内の復旧対応が困難な場合等、応援が必要と判断される場合には、非常災害対策本部長は、被害地域の県知事に対して自衛隊の派遣を要請します。

第17 災害時における応急工事

1 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施します。

2 応急工事基準

(1) 水力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行います。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び予備品、貯蔵品等の活用により仮復旧を迅速に行います。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処します。

(4) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行います。

(5) 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信を確保します。

3 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施します。

第18 災害復旧に関する事項

1 復旧計画

本（支）部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告します。

- ・復旧応援要員の必要の有無
- ・復旧要員の配置状況
- ・復旧資材の調達
- ・電力系統の復旧方法
- ・復旧作業の日程
- ・仮復旧の完了見込
- ・宿泊施設、食糧等の手配
- ・その他必要な対策

上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行います。

2 復旧順位

東電HD、東電PG及び東電RPにおける電気設備の復旧計画策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行います。

設備名	非常態勢の区分
水力発電設備	1. 系統に影響の大きい発電所 2. 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 3. 早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 4. その他の発電所
原子力発電設備	1. 所内電源を確保できる発電所 2. 系統に影響の大きい発電所 3. 地域供給変電所を有する発電所 4. その他の発電所
送電設備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1. 主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 2. 重要施設に配電する中間・配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)

設備名	非常態勢の区分
配電設備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線
通信設備	1. 給電指令回線（制御・監視および保護回線） 2. 災害復旧に使用 3. その他保安回線

第19 東京発電株式会社の対策計画

発電所は県内に水力発電所が10か所あり、発電した電気の全てを東京電力エナジーパートナー(株)等小売電気事業者へ販売しています。この電気事業に係る応急対策計画は次のとおりです。

1 非常災害対策支部の名称、所在地、電話番号

東京発電株式会社埼玉事業所 埼玉県秩父市中町 10-1 0494-25-0133
--

2 復旧順位

復旧順位は、原則として下記のものとするが、災害状況、設備の被害状況、復旧の難易などを勘案し、供給上、復旧効果の最も大きなものから迅速に行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の主要施設上、影響を及ぼすおそれのある発電所 ・ 早期に処置を講じないと復旧がいつそう困難長期にわたるおそれがある発電所 ・ その他の発電所 |
|--|

第10節 ガス施設防災業務計画 【東京ガス㈱】

第1 目的

この計画は、災害対策基本法第39条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）に基づき、ガス施設に係る災害予防・災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定めることにより、円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とします。

第2 運用

この計画は、災害対策基本法・大規模地震対策特別措置法・ガス事業法・消防法・石油コンビナート等災害防止法等関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用します。

第3 防災体制の確立

1 防災体制

（1）非常体制の区分

非常事態に対処するための非常体制の区分は次によります。

体制区分	適用条件
第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 供給支障となる期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 4. 当社の事業運営に大
第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合 4. 供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合 5. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合 6. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合

(2) 災害対策組織及び分担業務

非常体制に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）を定めます。また、これらの対策組織における分担業務を定めます。

大規模地震防災体制（警戒体制）については、南海トラフ地震臨時情報発表時の体制を定めます。

2 対策組織の運営

(1) 非常体制の発令及び解除

- ① 対策本部の設置は、社長が別に命ずるところによります。社長が不在の場合は、あらかじめ定めた代行者により代行します。ただし、震度5弱以上の地震が発生し場合には、社長の別命を待つことなく、自動的に設置します。
- ② 非常事態が発生した場合又は発生が予想される場合、統括班長の下に統括班、担当班、対策支部（以下「支部」という。）を設置します。
- ③ 災害発生のおそれがなくなった場合、または災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合、本部長は非常体制を解除します。

(2) 権限の行使

- ① 本部が設置された場合、災害対策活動に関する一切の業務は本部のもとで行います。
- ② 本部長は、災害対策に関する責任者として対策本部を統括します。
- ③ 副本部長は本部長を補佐し、災害対策について立案・審議します。
- ④ 統括班長及び担当班長は本部長の命を受け、災害対策について立案・審議するとともに、担当班長・所属員を指揮監督して災害対策活動を行います。また、支部長は統括班長の命を受け、所属員を指揮監督して災害対策活動を行います。
- ⑤ 本部長となる者に事故があるときは、あらかじめ定めた代行者により職務を代行します。

(3) 動員

本部長は非常事態が発生した場合、または発生が予想される場合、社員等の動員を指令します。ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合には自動出動とします。

(4) 指令伝達及び情報連絡の経路

本部（支部）が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路を定めます。

3 社外関係機関との協調

(1) 地方防災会議等への参加と協力

平常時には担当部所が当該地方自治体の防災会議等と、また、災害時には本部又は支部が当該地方自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努めます。

- ① 地方防災会議等への参加
地方防災会議等には委員を推薦し参加させます。
- ② 地方自治体災害対策本部との協調
この計画が円滑かつ適切に行われるよう、次の事項に関し協調を図ります。

- ・災害に関する情報の提供及び収集
- ・災害応急対策及び災害復旧対策の推進

(2) 防災関係機関との協調

内閣府、経済産業省、気象庁、警察・消防等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備します。

(3) 他ガス事業者等との協調

日本ガス協会及び他ガス事業者等と協調し、要員・資機材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努めます。

(4) 情報の収集・連絡

非常事態等においては、非常事態等に関する状況、防災業務活動の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努めます。また、非常事態災害により情報収集、連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルートが多ルート化、代行できる人員の指定など被害発生時における情報収集、連絡体制の整備に努めます。

第4 災害予防に関する事項

1 防災教育

各部所は、ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規程・保安業務規程等について社員等関係者に対する教育を実施します。

2 防災訓練

各部所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認します。また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化します。

3 ガス施設の災害予防措置に関する事項

(1) 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努めます。

- ① 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点の分散などに努めます。

② 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努めます。

(2) ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおり措置を講じます。

① ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図ります。

② ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行います。

また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)又は緊急遮断装置の設置を推進します。

(3) 非常用設備の整備

① 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備します。

② コンピューター設備

災害に備え、バックアップする体制を整備します。

③ 自家発電設備など

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備などを整備します。

④ 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講じます。

(4) ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図ります。また、被害の発生が予想される場合にはあらかじめ定めるところにより巡回点検します。

4 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

製造設備・供給設備の復旧用鋼材・配管材料・工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備します。また、必要資機材

をリスト化するとともに、調達体制を整備します。

(2) 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、拠点においては、工作車・緊急車等の車両を常時稼働可能な状態に整備します。また、掘削車・採水車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備します。

(3) 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給のために、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類、LPG等の調達ルートを把握します。

(4) 生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧・飲料水・寝具・医薬品・仮設トイレ等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検・整備します。

(5) 前進基地の確保

非常事態に備え前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査します。

5 ガス事故の防止

(1) ガス工作物の巡視・点検・調査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図ります。

(2) 広報活動

① 日常の広報

お客様及び他工事関係工事会社等に対し、ガスの安全知識等の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施します。

② 広報資料の作成等

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰ビデオ・テープ等をあらかじめマスコミ等に配布します。

第5 災害応急対策に関する事項

1 通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート

の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとします。

(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用しています。

通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保します。

2 災害時における情報の収集・連絡

(1) 情報収集・報告

災害時では、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握します。

- ① 気象情報
- ② 被害情報

- ・一般情報
一般の家屋被害及び人身被害発生情報並びに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報
- ・対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客様等への対応状況）
- ・出社途上における収集情報
- ・その他災害に関する情報（交通状況等）

- ③ ガス施設等被害の状況及び復旧状況
- ④ ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、普及作業に必要な資機材・食料又は応援隊等に関する情報
- ⑤ 社員の被災状況
- ⑥ その他災害に関する情報

3 災害時における広報

(1) 広報活動

災害時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行います。

(2) 広報の方法

テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知します。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。

4 対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

勤務時間外の非常事態の発生に備え、あらかじめ対策要員や連絡先を整理します。非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動します。

勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備えます。

(2) 他会社等との協力

協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請します。

自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請します。

5 事業継続計画の策定・発動

(1) 事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定します。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全、及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先します。

- ・ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- ・ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
- ・供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- ・その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

(2) 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命じます。

6 災害時における復旧用資機材の確保

(1) 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保します。

- ・取引先・メーカー等からの調達
- ・被災していない他地域からの流用
- ・他ガス事業者等からの融通

(2) 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査

した用地等の利用を検討します。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図ります。

7 非常事態発生時の安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

8 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行います。

第6 災害復旧に関する事項

1 復旧計画の策定

(1) 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定します。

- ・復旧手順及び方法
- ・復旧要員の確保及び配置
- ・復旧用資機材の調達
- ・復旧作業の期間
- ・供給停止需要家等への支援
- ・宿泊施設の手配、食糧等の調達
- ・その他必要な対策

(2) 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案します。なお、臨時供給に当たっては、関係機関（国、都県、日本ガス協会等）と連携を図ります。

2 復旧作業の実施

(1) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧します。

(2) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行います。

① 高・中圧導管の復旧作業

- ・ 区間遮断
- ・ 漏えい調査
- ・ 漏えい箇所の修理
- ・ ガス開通

② 低圧導管の復旧作業

- ・ 閉栓作業
- ・ 復旧ブロック内巡回調査
- ・ 被災地域の復旧ブロック化
- ・ 復旧ブロック内の漏えい検査
- ・ 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- ・ 本支管混入空気除去
- ・ 灯内内管の漏えい検査及び修理
- ・ 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- ・ 開栓

第11節 文化財災害対策計画

第1 基本方針

1 趣旨

市内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定めます。

2 留意点

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する市民の意識を広め、高めるための施策も重要です。

第2 実施計画

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されます。特に、そのほとんどが、火災によって失われている現状があります。

2 文化財の防火対策

文化財の防火対策は、次の事項を徹底します。

(1) 火災予防体制

- ① 防火管理体制の整備
- ② 文化財に対する環境の整備
- ③ 火気使用の制限
- ④ 火気の厳重警戒と早期発見
- ⑤ 自衛消防と訓練の実施
- ⑥ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ① 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- ② 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ③ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ① 文化財に対する防火思想の普及徹底のための講習会等の広報活動
- ② 所有者に対する啓発
- ③ 管理保護についての助言と指導
- ④ 防災施設に対する助成

